

## 別記様式

## 議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年1月30日（月）午後1時30分から午後2時40分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者(欠席委員) 説明者	出席委員：田中会長、櫻井副会長、押谷委員、村瀬委員、浜島委員、 森委員、山内委員、石黒委員、宮治委員、吉田委員、 三宅委員、加藤委員 (下條委員) 説 明 者：市長、健康福祉部長、市民窓口課長、保険医療グループ長 保険医療グループ主任
会議の議題	諮問 岩倉市国民健康保険税条例及び岩倉市国民健康保険条例の一部改正 (案) について
議事録の作成方法	■要点筆記    □全文記録    □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている。）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 令和5年度の国民健康保険税について ・資料2 現行と改正案との保険税額の比較 ・資料3 出産育児一時金の見直し（国民健康保険条例の一部改正） について ・参考1 現行と標準保険料率（本算定）との税率比較
公開・非公開の別	■公開    □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事
- 5 その他

会 長： 会議は、会長が議長となるとのことでありますので、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。

本日の署名委員は、森委員と宮治委員にお願いします。

お二人には後日、本日の会議録にご署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。

議題 諮問 岩倉市国民健康保険税条例及び岩倉市国民健康保険条例の一部改正（案）について

議 長： これより議題に入ります。本日の議題につきましては、「諮問 岩倉市国民健康保険税条例及び岩倉市国民健康保険条例の一部改正（案）について」が提出されています。それでは、市長から諮問についてお願いします。

市 長： 本日の協議会には、諮問第2号として、「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正」及び、「岩倉市国民健康保険条例の一部改正」につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項の一つ目は、国民健康保険税の税率の改正で、「岩倉市国民健康保険税条例」に規定しております税率を、「基礎課税額」につきましては、所得割を6.6%に、均等割を26,100円に、「後期高齢者支援金等課税額」につきましては、所得割を2.7%に、均等割を9,700円に、「介護納付金課税額」につきましては、所得割を2.3%に、均等割を11,000円に、改めるものでございます。なお、平等割については、それぞれ据え置きといたします。

諮問事項の2つ目は、国民健康保険における出産育児一時金の支給額の改正で、「岩倉市国民健康保険条例」に規定しております支給額を現行の「42万円」から「48万8千円、ただし、産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合は、50万円」に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議 長： 当局から国民健康保険税条例改正案の説明をお願いします。

当 局： 資料1、資料2、参考1により説明。

議長： 当局から国民健康保険税条例改正案の説明が終わりました。諮問内容及び当局の説明につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委員： 県内市町村の状況はどうなっているか。

当局： 他市町村については国民健康保険運営協議会の諮問前、議会の議決前ですのであくまで予定という形でお答えします。県内市町村全ての状況については把握できておりませんが、尾張地域18市の状況につきましては、引き上げが11市、据置が5市、未定が2市と聞いております。半数以上が引き上げを予定しており、据置く予定の市については、2年に一度引き上げる計画を立てているなど、引き上げの年には2年分を考慮して、引き上げ率としては高めに設定するという対応をされているようです。

委員： 資料によると岩倉市の納付金の金額は49位と低いほうだが、2年間税率を据え置いたこと、繰越金も底をついてきていることから税率引き上げに踏み切ったということでしょうか。

当局： そのとおりです。納付金の順位は県内54市町村中49位であり、県単位化前の平成28年との比較でも低い状況となっています。

委員： 軽減対象の世帯はどれくらいあるのか。

当局： 7割、5割、2割の軽減対象となっている世帯は、令和4年10月末時点の数字になりますが、全被保険者数の約半分、49.4%が対象となっています。6,115世帯中、3,019世帯が軽減対象世帯になります。一番多いのが7割軽減の1,525世帯で50.5%、5割軽減が850世帯で28.2%、2割軽減が644世帯、21.3%という状況になっています。

委員： 収納率が重要になってくると思うが、県の数字では94.93%となっており、岩倉市の実態は91.69%で乖離があるが、その分の補助はあるのか。

当局： 県からの補助は特にありません。94.93%という数字は同じ規模の市町村の収納率の平均収納率であり、岩倉市はその中でも3%ほど低く、税率を設定するにあたって大きい問題であると認識しており、収納率を上げる必要があると考えています。収納対策としては国民健康保険加入時に口座振替を原則としてお願いしています。口座振替登録をしなかった方については被保険者証を簡易書留での郵送として、郵便物が確実に届くかの確認をさせていただいています。また初期未納対策としまして、口座振替を始めた方で、最初の引き落としができなかった方については、早い段階で電話催告をして滞納額が膨らまないようにしています。また軽減対象となる可能性がある方については、未申告状態だと軽減にならないため、市で調査し、申告の勧奨通知を送付しています。

委員： 資料を見ると繰越金が令和7年度にはなくなる見込みだが、今後の税率の見通しはどうか。

当局： 被保険者の高齢化が進み、医療にかかる割合が高くなるため、1人当たりの保険給付費は増加傾向となっています。これにより、県への納付金は増加していく見込みです。これまでは、繰越金を活用して、保険税を据え置く対応をしてきましたが、今後は活用できる繰越金もなくなっていくため、毎年、税率改正を検討する必要があると考えています。

委員： 一般会計からの補助はないのか。

当局： 市町村によっては一般会計からの繰入を行うことで保険税を抑える対応をしているところもあります。ただし国の方針としては赤字補填での繰入をしないよう指示がありますので、岩倉市としては一般会計からの繰入は考えていません。

委員： 医療費が上がっていることだが、高血圧のような病気についても何か補助があれば、その分が補填ということにはならないか。

当局： 病気によっては公費負担されるものもありますが一部です。財政的に厳しいのはどこの市町村も同じですので、知事会や市長会において財政的な補填を要望していく必要があると考えています。

委員： 指定難病のような特定疾患でも全額公費という状況ではなく、自己負担分についても年々縛りが強くなっているような状況である。高血圧のような一般的な病気で公費負担されるのは不可能である。それよりも回収が難しいとされる金額はどれくらいあるのか。

当局： 保険税の調定額で考えると1%で約900万円となりますので、収納率の差である3%では約2,700万円が、同じ規模の市町村と比べると少ないこととなります。

委員： 回収率を上げるための具体的な案や、どれくらい滞納しているかによるペナルティはあるのか。

当局： 滞納している方については、まずは有効期限が短い短期証になります。有効期限を短くすることで折衝機会を増やす目的としています。さらに滞納が続くと資格証となり、10割負担をしてもらって、償還払いで対応して滞納分に充てる形です。滞納している方の中には税務課が差し押さえを行っているケースもありますが、差し押さえる物件等がない場合は状況に合わせた対応をするしかありません。

委員： 滞納期間が一定過ぎると時効になると思うが岩倉市はどうしているか。

当局： 税の場合は5年が時効となり、場合によっては不能欠損を行います。折衝を行うことで時効は延長されますので、時効とならないよう折衝を重ねています。また、保険給付費が上昇している状況ですが、健康

課と連携したり、医師の先生方にも協力を頂いたりしながら生活習慣の予防にも力を入れて、保険給付費が下がるよう進めていきたいと考えています。

委員： 資料を見ると被保険者数は8,845人となっており、今後人口減少や社会保険の適用拡大でどんどん減っていくと思うが、国民健康保険はどうなっていくのか。またマイナンバーで保険証登録も進んでようだが、その状況も教えてもらいたい。

当局： 社会保険の適用拡大については段階的に国が進めており、社会保険に加入する人が増えると、国民健康保険の被保険者は減少していきます。また現在は団塊の世代が後期高齢者医療に移行している時期であり、被保険者はどんどん減少しています。今後被保険者が少なくなっていく中で、国民健康保険の運営を行うことになるので厳しい状況にあります。この状況は全国どの市町村も同じですので、何かしら国が対策を考えてほしいと思います。マイナンバーの保険証については、国の動きとしては原則紙の保険証をなくしていくという形で進んでいます。現状国からの正式な通知がありませんので、今後動きがあればご紹介したいと考えています。

委員： 資料で14人世帯という記載があるが、本当にあるのか。

当局： 実際の世帯としてある状況です。

委員： 岩倉市のマイナンバーの登録はどれくらい進んでいるのか、国民健康保険の被保険者で保険証登録をしている人はどれくらいいるのか。

当局： マイナンバーの取得者は約60%で、保険証登録をしている方の割合は約30%となります。

委員： 税率が上がることの周知はどのように行うのか。

当局： 3月議会に提案後、可決されれば4月からの施行となりますが、金額として反映されるのは7月の保険税の納税通知となります。また「広報いわくら」において全体の周知を行います。

議長： 続いて当局から出産育児一時金の改正について説明をお願いします。

当局： 資料3により説明。

委員： 補償対象は脳性麻痺のみか。

当局： そのように聞いています。

議長： 他にありませんでしょうか。無いようですので、これで質疑を終了させていただきます。それでは、税率の改正と出産育児一時金の諮問につきましては、原案のとおり了として答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： 異議なしとのことでありますので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、私に一任していただきたいと思いたすがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： ありがとうございます。それでは、会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題「諮問 岩倉市国民健康保険税条例及び岩倉市国民健康保険条例の一部改正（案）について」を終わります。

## 5 その他

議長： それでは、会議次第5の「その他」ですが、当局なにかありますか。

当局： 令和5年度の運営協議会開催日程等、事務連絡について説明。

議長： 全体を通して、ご質問などありませんでしょうか。

無いようでありますので、本会議はこれをもって閉じさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。